

経済制裁対象国等とお取引の有無の確認について

当金庫では、提供する金融サービス等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等をはじめとした金融犯罪活動に利用されることを防止するため、各種対策に取り組んでおります。

本邦の外国為替及び外国貿易法（外為法）や米国財務省外国資産管理室による規制（米国 OFAC 規制）では、下記の国・地域等が規制等の対象となっています。当金庫では、新規でお取引を開始されるお客さま、既にお取引のあるお客さまに対して、当該国・地域とお取引や海外資産の有無等についてご確認させていただく場合がございます。

経済制裁対象国等（2025年11月時点）

イラン、北朝鮮、キューバ、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）

※経済制裁対象国等は変更となる場合がありますので、詳細は財務省や OFAC の Web サイトをご確認ください。